

不良行為少年の補導状況

		飲 酒	喫 煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家 出	そ の 他	合 計
学 校 別	未 就 学								0
	小 学 生				11		21	27	59
	中 学 生	1	92	92	36	2	39	61	323
	高 校 生	22	139	253	13	13	29	39	508
	その他学生	18	31		2	3		6	60
	有職少年	21	379	175	3	19	4	15	616
年 齢 別	無職少年	4	98	81	2	19	1	9	214
	10歳以下				6		11	17	34
	11歳				3		7	8	18
	12歳			3	6		11	4	24
	13歳	1	19	7	7		10	24	68
	14歳		42	55	20		17	25	159
	15歳	1	93	133	8	3	8	26	272
	16歳	4	179	194	7	14	13	21	432
	17歳	16	206	184	4	19	9	16	454
	18歳	21	125	25	4	13	7	11	206
	19歳	23	75		2	7	1	5	113
合 計		66	739	601	67	56	94	157	1,780

※ その他は、「不良交友」、「刃物等所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。



少年サポートセンター分室「ひめさほ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時



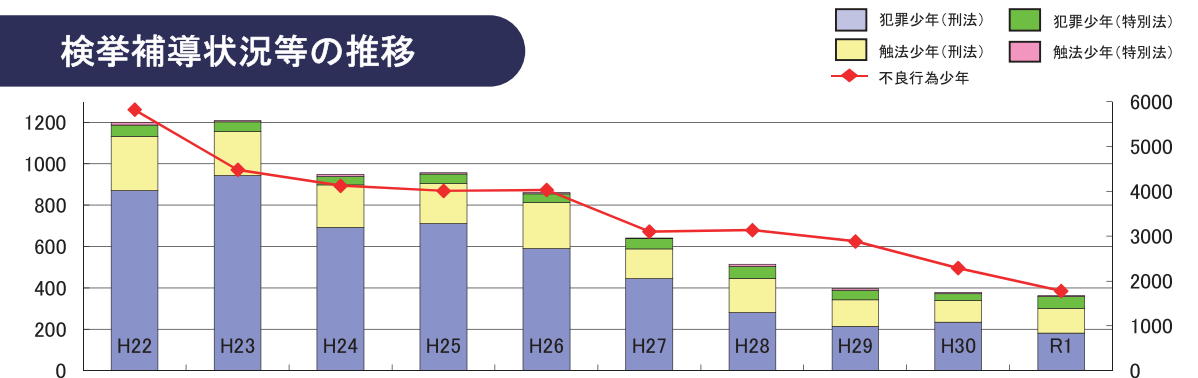
愛 媛 県 警 察

少年非行の概況(R1年)

少年非行の特徴

- 少年の検挙補導人員(刑法)は301人で減少(前年比-11.2%)し、戦後最少を更新。学職別では中学生が89人で最も多く、全体の29.6%。初発型非行(万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領)は160人で全体の53.2%。
- 少年の検挙補導人員(特別法)は61人で大幅に増加(前年比+52.5%)。軽犯罪法違反が22人(前年比+13人)で最も多く、次いで児童買春・児童ポルノ法違反が16人。

検挙補導状況等の推移



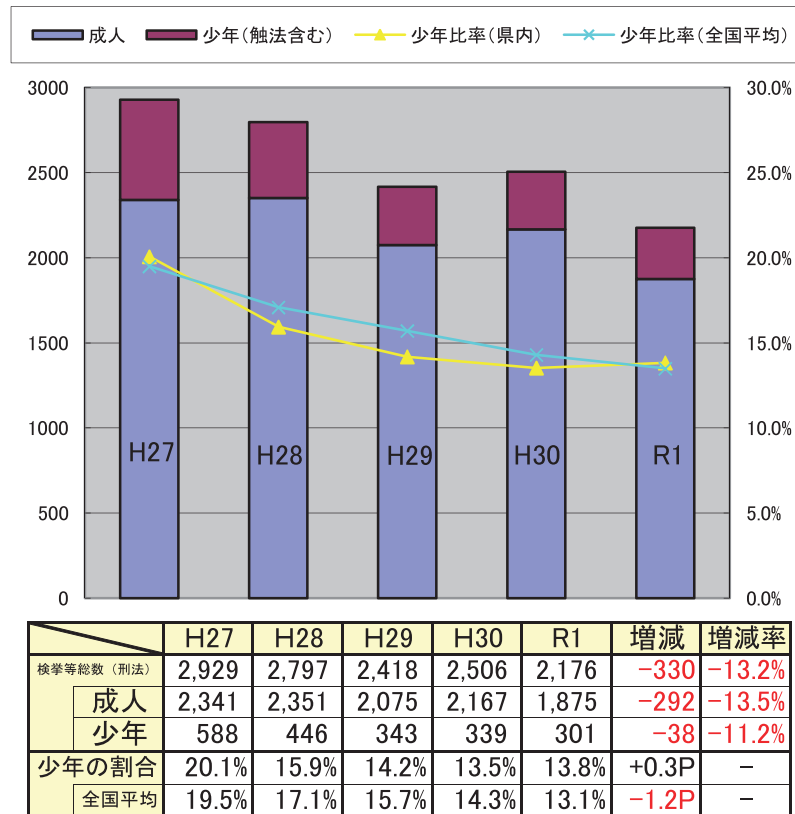
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	増 減	増減率
検挙補導人員(刑法)	1,130	1,156	898	904	814	588	446	343	339	301	-38	-11.2%
犯 罪 少 年	870	943	692	711	590	445	281	214	234	181	-53	-22.6%
触 法 少 年	260	213	206	193	224	143	165	129	105	120	+15	+14.3%
検挙補導人員(特別法)	69	53	50	54	40	54	67	53	40	61	+21	+52.5%
犯 罪 少 年	57	47	40	46	33	50	57	45	33	57	+24	+72.7%
触 法 少 年	12	6	10	8	7	4	10	8	7	4	-3	-42.9%
非行少年総数	1,199	1,209	948	958	854	642	513	396	379	362	-17	-4.5%
非行少年に占める触法少年の割合	22.7%	18.1%	22.8%	21.0%	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	34.3%	+4.7P	-
全 国 平 均	16.6%	17.0%	17.3%	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	21.7%	+0.3P	-
非 行 率	6.18	6.32	4.91	4.94	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	1.78	-0.23	-11.4%
全 国 平 均	6.27	5.71	4.81	4.18	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	1.64	-0.28	-14.6%
不良行為少年	5,819	4,481	4,124	4,012	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	1,780	-510	-22.3%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6～19歳の人口)千人当たりの検挙補導人員(刑法)。

警察署別検挙補導状況

	刑 法		特 別 法		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	15	4			5.2%	56
新 居 浜	33	39	5		21.3%	645
西 条	15	6	14	1	9.9%	68
西 条 西	14	1	2		4.7%	46
今 治	18	8	5		8.6%	127
伯 方	1				0.3%	6
松 山 東	43	23	22	1	24.6%	359
松 山 西	7	13	2		6.1%	161
松 山 南	9	11	4		6.6%	152
久万高原					0.0%	2
伊 予	15	4			5.2%	54
大 洲	3	5		1	2.5%	15
八 幡 浜	2			1	0.8%	7
西 予					0.0%	8
宇 和 島	6	6	2		3.9%	44
愛 南			1		0.3%	4

少年の割合の推移（刑法）

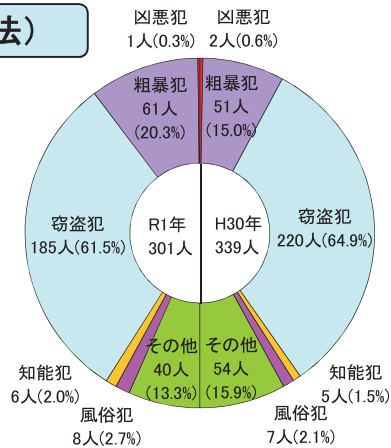


※ 検挙等総数（刑法）は、触法少年を含む。
 ※ 少年の割合は、検挙等総数（刑法）に占める少年の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

罪種（行為態様）別状況（刑法）

	R1	H30
凶悪犯	1	2
粗暴犯	61	51
窃盗犯	185	220
知能犯	6	5
風俗犯	8	7
その他	40	54
合 計	301	339

- 窃盗犯が全体の61.5%(前年64.9%)。うち万引きが62.7%(前年57.3%)。

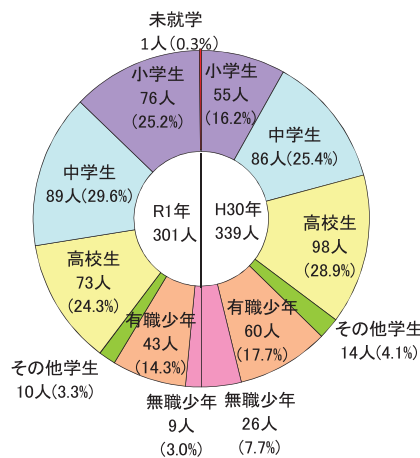


学職別状況（刑法）

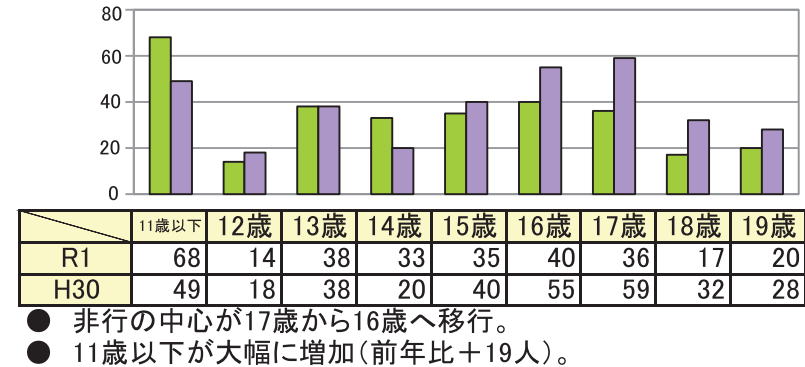
	R1	H30
未就学	1	
小学生	76 (18)	55 (9)
中学生	89 (14)	86 (12)
高校生	73 (8)	98 (13)
その他学生	10 (1)	14 (3)
有職少年	43 (3)	60 (13)
無職少年	9 (2)	26 (7)
合 計	301 (46)	339 (57)

※（ ）内は女子の内数。

- 小・中学生が全体の54.8%を占める(前年41.6%)。

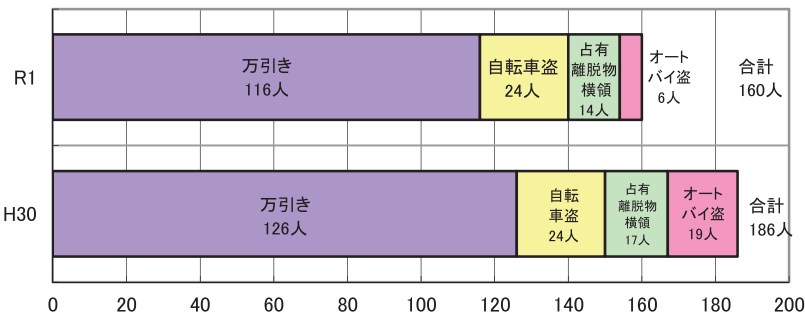


年齢別検挙補導状況（刑法）



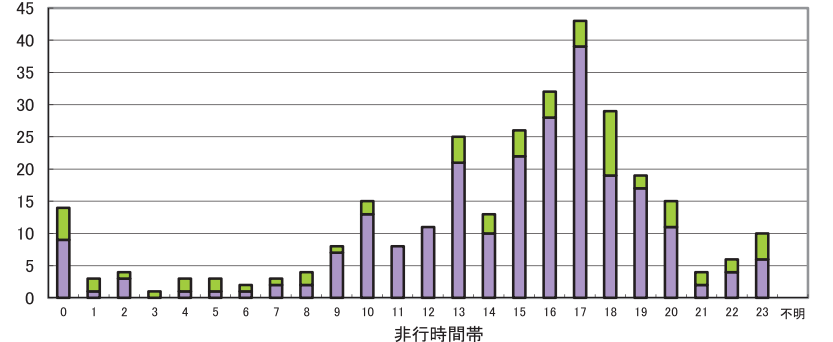
- 非行の中心が17歳から16歳へ移行。
- 11歳以下が大幅に増加(前年比+19人)。

初発型非行 検挙補導状況



- 検挙補導人員（刑法）のうち初発型非行は160人で、全体の53.2%(前年54.9%)。うち万引きが116人で72.5%(前年67.7%)を占める。

非行時間帯別検挙補導状況（刑法）

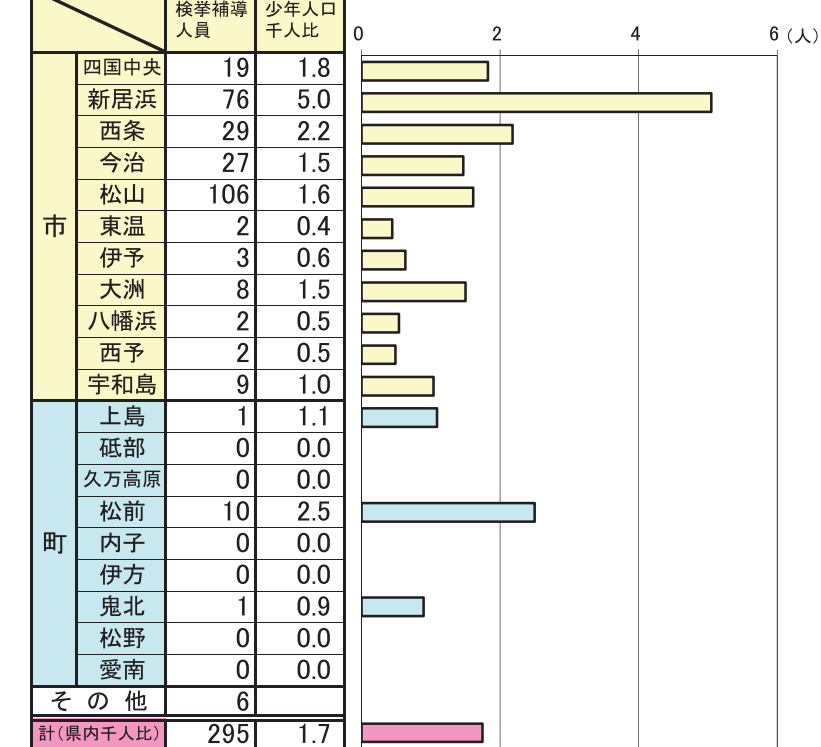


- 小・中・高校生の非行は13時から18時の間に集中。

刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	増減
初犯者数	471	340	267	164	122	143	122	-21
再犯者数	240	250	178	117	92	91	59	-32
再犯者の割合	33.8%	42.4%	40.0%	41.6%	43.0%	38.9%	32.6%	-6.3P
全国平均	34.3%	34.9%	36.4%	37.1%	35.5%	35.5%	34.0%	-1.5P

居住地別検挙補導状況（刑法）



※ 少年人口は平成27年実施の国勢調査による6～19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

検挙補導状況（特別法）

		合計	年 齢 別							学 職 別				
			13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職
R1	検挙補導人員	61	4	4	12	9	10	8	14	14	24	4	15	4
	軽犯罪法	22	3	2	9	3	2	1	2	11	5	2	4	
	児童ポルノ法	16			3	5	6		2		14		2	
	覚取法等	3					1	1	1		1		1	1
	その他	20	1	2		1	1	6	9	3	4	2	8	3
H30	検挙補導人員	40	7	2	4	4	9	6	8	10	15	3	9	3
	軽犯罪法	9	4	1			2		2	5	2		1	1
	児童ポルノ法	9			4	1	4			1	8			
	覚取法等	3					1	1	1				2	1
	その他	19	3	1		3	2	5	5	4	5	3	6	1

※ 児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、毒物及び劇物取締法」違反の検挙補導人員を示す。

- 軽犯罪法違反が全体の36.1%(前年22.5%)。次いで児童ポルノ法違反が全体の26.2%(前年22.5%)。
- 小・中・高校生が全体の62.3%(前年62.5%)。

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑 法 犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特 別 法 犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯 罪 少 年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触 法 少 年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非 行 少 年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。